

**「児童扶養手当法」の一部改正**

これまで、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月1日以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

児童扶養手当を受給するためには、子ども未来・医療給付係への申請が必要です。ご不明な点はお問合せください。

**申請先・問合せ**

子ども未来・医療給付係

☎ 32・2216

**母子・父子及び寡婦福祉金の貸付**

道では、母子・父子家庭及び寡婦の方に、その経済的自立や子供の福祉を図るため、「修学資金」「就学支度資金」など各種資金を、低利又は無利子で貸付していますのでご相談ください。

**「修学資金」の例**

公立高校(通学)

自宅：月18,000円まで

自宅外：月23,000円まで

私立大学(通学)

自宅：月54,000円まで

自宅外：月64,000円まで

**貸付対象**

① 母子福祉資金は配偶者のない女子で現に児童(20歳未満)を扶養するものに対して貸付ける。

② 父子福祉資金は配偶者のない男子で現に児童(20歳未満)を扶養するものに対して貸付ける。

③ 寡婦福祉資金は配偶者のない女子であつてかつて配偶者のない女子として児童(20歳未満)を扶養したことがある者(寡婦)及び、40歳以上の配偶者のない女子で児童(20歳未満)を扶養していないもの(寡婦を除く)に貸付ける。

**申請先・問合せ**

子ども未来・医療給付係

☎ 32・2216

**第3次地方分権一括法に伴う法令制定等の意見募集**

地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次地域主権一括法)において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、現在、厚生労働省令で定めている指定介護予防支援等に関する基準及び地域包括支援センターに関する基準を、市町村の条例で定めることとなりま

した。

現在、市の考え方(素案)に対する市民の皆さんからのご意見を募集しています。

**◆制定する条例**

① 赤平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

② 赤平市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

**◆意見募集期間**

12月26日(金)～1月25日(日)

**◆公表場所**

市ホームページ、市役所(コミセン閲覧コーナー、介護健康推進課)、茂尻支所、平岸連絡所、市コミセン別館、交流センターみらい

**◆意見を提出できる方**

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人及び法人

**◆意見の提出方法**

① 持参(各公表場所) ② 郵送 ③ ファックス ④ Eメール

**◆意見の提出様式**

提出様式は任意の様式または公表場所に備え付けている用紙をご使用ください。  
※お寄せいただいたご意見に対

する個別の回答は行いませんが、個人が特定されない形で意見の概要とそれに対する市の考え方を、2月上旬をめどに公表する予定です。

**問合せ 介護福祉係**

☎ 32・2217 FAX 34・4188

**第6期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への意見募集**

平成27年から3カ年間に係る第6期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、計画策定委員会での審議を経て素案がまとまりました。

素案に対する市民の皆さんからのご意見を募集しています。

**◆計画の名称**

第6期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

**◆意見募集期間**

12月26日(金)～1月25日(日)

**◆公表場所**

市ホームページ、市役所(コミセン閲覧コーナー、介護健康推進課)、茂尻支所、平岸連絡所、市コミセン別館、交流センターみらい

**◆意見を提出できる方**

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人及び法人

**◆意見の提出方法**

① 持参(各公表場所) ② 郵送 ③ ファックス ④ Eメール

◆意見の提出様式  
提出様式は任意の様式または公表場所に備え付けている用紙をご使用ください。

**※お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いません**

が、個人が特定されない形で意見の概要とそれに対する市の考え方を、2月上旬をめどに公表する予定です。

**問合せ 介護福祉係**

☎ 32・2217 FAX 34・4188

**2015年世界農林業センサスが実施されます**

農林水産省では、平成27年2月1日現在で、「2015年世界農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

1月から調査員が農林業関係者の方々を訪問しますので、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用いたしませんので、ご協力をお願いします。

**問合せ 企画調整係**

☎ 32・1834

# 「税」からのお知らせ

## ◆市・道民税の特別徴収

推進にご協力を！

赤平市では、地方税法の趣旨に基づき市・道民税の適正・公平な課税と徴収を行うとともに、従業員の方々の利便性向上のため、「特別徴収制度」を推進しています。「特別徴収制度」とは、事業主が従業員に給与を支払う際に市・道民税を引き去りし、従業員の居住する市町村に納めていただく制度です。

所得税を源泉徴収している事業所は、原則としてアルバイト・パート等を含むすべての従業員から市・道民税(個人住民税)を特別徴収しなければならぬとされています。ご理解とご協力をお願いします。

## ◆市・道民税特別徴収

事業所の皆さんへ

従業員が1月1日から4月30日までの間に退職した場合、個人住民税の未徴収税額は、当該未徴収税額が今後支払をする給与や退職金などの金額を超える場合を除いて、全額を一括して徴収し、納入していただく必要があります。普通徴収への切り替えはできませんのでご注意ください。

## ◆給与支払報告書の提出について

平成26年分給与支払報告書の提出期限は、平成27年2月2日となっております。給与支払報告書は、給与所得者にとって市・道民税の申告書にかわる重要な書類となりますので、必ず期限までに提出をお願いします。

問合せ 市税係 ☎32・2219

## ◆建設工事等指名願いの受付

市では、平成27・28年度に発注する建設工事、製造の請負、物品の販売・買入、設計、測量等委託業務、役務業務の入札参加希望業者の競争入札参加資格申請を受付けます。

※建設工事の指名願いをする方は、事前に必ず建設業法により、大臣または知事の経営審査を受けていなければなりません。なお、審査にはP点(総合評定点)での審査が必要となります。

## 提出書類

- ①建設工事く市町村統一様式(様式9)に納税証明書、納税状況確認書等を添付
- ②委託業務(設計等、その他委託業務・役務)く市町村統一様式(様式10)に納税証明書、納税状況確認書等を添付
- ③物品の販売等く市指定様式

(契約管財係にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます)に納税証明書、納税状況確認書等を添付

※提出書類の詳細等については必ずお問合せまたは、市ホームページでの確認願います。受付は持参のみとなっております。なお、指名願いの受付は、市内・市外業者同時に受付しています。

受付期間

1月13日(火)〜2月6日(金)

受付・問合せ

契約管財係 ☎32・2211

## 善意 Charity

ありがとうございました

(愛真ホームへ) く敬称略

◆新町・末広・本町町内会婦人部

◆茂尻元町老人クラブ

◆藤田次久(茂尻元町北)

◆赤平消費者協会(泉町)

◆阿部千恵子(本町)

◆門脇治郎(福栄団地)

◆谷口清美(若木町北)

◆茂尻中央町高砂会老人クラブ

◆西村キヨ子(平岸新光町)

◆会長山森孝樹

◆あて布、紙オムツ

◆あて布、オムツ等

## 生活 Life

### 正しい操作で、安全除雪!

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には次の点に注意して操作しましょう。

- (1)作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方方を理解しましょう。
- (2)雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部(オーガ、ブロワ)が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- (3)回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- (4)後進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
- (5)除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の周りには絶対に人を近づけないようにしましょう。
- (6)安全装置が正しく作動しない状態では使用しないようにしましょう。また、安全装置を意図的に解除したり、故障を放

## 1 上下水道課からのお知らせ

置いたままでは使用しないようにしましょう。  
問合せ 一般社団法人日本農業機械工業会/除雪機安全協議会 ☎03・3433・0415

これから本格的な厳冬期を迎え、道路はアイスバーンとなり、車両の走行や歩行には大変注意が必要です。さらに、下水道マンホールは圧雪の路面よりくぼんだ(凹)状態となつていることがあります。

「くぼみ」の原因は、各家庭のお風呂や台所から流れる温かい排水が熱源となり、マンホール上に降り積もった雪を解かしてしまふことによつて発生します。市ではこのようなマンホールに断熱蓋を取り付けるなど段差の解消に努めておりますが、お住まいの近くで大きなくぼみがありましたら、上下水道課までご連絡ください。

雪道では、路面の凸凹に注意し、路面状況にあわせた慎重な運転と歩行をお願いいたします。

●漏水や故障の早期発見のため、月に数回はメーターを確認しましょう。

問合せ 上下水道課 ☎32・2218